

## 雌阿寒岳、吾妻山、焼岳及び霧島山（新燃岳）の 噴火警戒レベルの判定基準の改定について

雌阿寒岳、吾妻山、焼岳及び霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベルの判定基準を一部改定しました。

気象庁では噴火警戒レベルを運用している全国の火山について、新たな知見が得られた場合などに、噴火警戒レベルの判定基準を見直しています。

今般、雌阿寒岳（北海道）、吾妻山（山形県・福島県）、焼岳（長野県・岐阜県）及び霧島山（新燃岳）（宮崎県・鹿児島県）について、最新の科学的知見を反映する等、噴火警戒レベルの判定基準の一部を別紙のとおり改定し、本日（19日）から新たな判定基準を適用します。

### 【噴火警戒レベル判定基準】

気象庁ホームページの「噴火警戒レベルの判定基準」のページ（以下 URL）で公表

[https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level\\_kijunn/keikai/levelkijunn.html](https://www.data.jma.go.jp/vois/data/filing/level_kijunn/keikai/levelkijunn.html)

問合せ先：地震火山部 火山監視課 碓井、今野  
電話 03-6758-3900（内線 5184、5211）